

【記載例 4】

《繰越控除 1 年目》

前年から繰り越された損失額を、令和 6 年分の所得の黒字から控除しても、なお翌年以後に繰り越す損失額がある場合(繰越控除 1 年目)

- 1 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 2 「繰越損失額」 $\Delta 12,450,000$ 円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って源泉徴収票等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

振替継続希望		種別	青色	分限	国出	修正	特農の表示	特農	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業等	区分	⑦								
	農業	区分	⑧								
	不動産	区分	⑨								
	配当	区分	⑩								
	給与	区分	⑪								
	公的年金等	区分	⑫								
	雑業	区分	⑬								
	その他	区分	⑭								
	総合譲渡	区分	⑮								
	一時	区分	⑯								
所得金額等	事業等	区分	⑰								
	農業	区分	⑱								
	不動産	区分	⑲								
	利子	区分	⑳								
	配当	区分	㉑								
	給与	区分	㉒								
	公的年金等	区分	㉓								
	雑業	区分	㉔								
	その他	区分	㉕								
	⑰から⑳までの計	区分	㉖								
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	区分	㉗								
	小規模企業共済等掛金控除	区分	㉘								
	生命保険料控除	区分	㉙								
	地震保険料控除	区分	㉚								
	寡婦、ひとり親控除	区分	㉛								
	勤労学生、障害者控除	区分	㉜								
	配偶者特別控除	区分	㉝								
	扶養控除	区分	㉞								
	基礎控除	区分	㉟								
	⑬から㉞までの計	区分	㊱								
雑損控除	雑損控除	区分	㊲								
	医療費控除	区分	㊳								
	寄附金控除	区分	㊴								
	合計	区分	㊵								
	延届納税の出	区分	㊶								
	延届届出額	区分	㊷								
	選択される場金の所	区分	㊸								
	郵便局名等	区分	㊹								
	口座番号	区分	㊺								
	記号番号	区分	㊻								
入金受取口座登録の同意	区分	㊼									
入金受取口座の利用	区分	㊽									

令和 6 年分用
定額減税実施済額は、(43)と(44)のいずれか少ない方の金額です。

令和 6 年分特別税額控除(定額減税)の適用がある場合は、「令和 6 年分特別税額控除」欄の記入漏れのないようご注意ください。

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和 6 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。また、所得税額から控除しきれない令和 6 年分特別税額控除(定額減税)の金額がある場合は、同手引き 40 ページの「市区町村からのお知らせ」を参照してください。

(記載に当たっての留意事項)

- 翌年以後に繰り越す譲渡損失がある場合(申告書第四表を使用する場合に限ります。)は、申告書第一表の所得金額等「㉞合計」欄は記載しません。
- 申告書第四表を使用する場合は、申告書第一表「所得から差し引かれる金額」欄は、原則として、「基礎控除」(48万円)を除いて記載しません。
ただし、損益通算や繰越控除の対象外である株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等が黒字の場合は記載します。

《第四表(一)》

令和 06 年分の <small>所得税及び復興特別所得税</small> の 確定申告書 (損失申告用)		FA0054			
現在の住所 又は 居所 事業所等	××市〇〇町1-2-3	フリガナ 氏名 コクゼイ ハナコ 国税 花子			
整理番号		一連番号			
1 損失額又は所得金額					
A 経常所得 (申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額)		⑥8 6,100,000 円			
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所等			
B 譲渡	短期	分離譲渡			
	長期	総合譲渡			
	一時	分離譲渡			
	一時	総合譲渡			
	一時	一時			
C 山林					
D 退職	一般				
	短期				
	特定役員				
E	一般株式等の譲渡				
	上場株式等の譲渡				
	上場株式等の配当等				
F 先物取引					
⑧0 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額		円			
⑧1 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額		円			
特例適用条文					
2 損益の通算					
所得の種類	A 通算前	B 第1次通算後	C 第2次通算後	D 第3次通算後	E 損失額又は所得金額
A 経常所得	⑥8 6,100,000 円	第1 6,100,000 円	第2 6,100,000 円	第3 6,100,000 円	6,100,000 円
B 譲渡	短期	総合譲渡	1	2	3
	長期	分離譲渡 (特定損失額)	△	次	次
	一時	総合譲渡	通	通	通
	一時	一時	算	算	算
C 山林	⑦4	算	算	算	⑦9
D 退職	⑦5	算	算	算	算
損失額又は所得金額の合計額					⑧2 6,100,000
資産		整理欄			

第四表(一)
(令和六年分以降用)

申告書第四表(損失申告用)の記載方法の詳細は、
「令和6年分所得税及び復興特別所得税の確定申告
の手引き 損失申告用」をご覧ください。

《第四表(二)》

令和 06 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書(損失申告用)							F A 0 0 5 9	■	
3 翌年以後に繰り越す損失額							整理番号 	一連番号 	第四表(二) (令和六年分以降用) ○第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。
青色申告者の損失の金額							⑧3	円	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							⑧4		
変動所得の損失額							⑧5		
被災事業用額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	(A) 損害金額 円	(B) 保険金などで補填される金額 円	(C) 差引損失額 (A - B) 円		
	山林以外	営業等・農業		. .			⑧6		
	山林以外	不動産		. .			⑧7		
山林			. .				⑧8		
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							⑧9	円	
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							⑨0		
4 繰越損失を差し引く計算									
年分	損失の種類			(A) 前年までに引ききれなかった損失額 円	(B) 本年分で差し引く損失額 円	(C) 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額(⑧ - ⑨)			
A 3年前	純 損 失	___年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/			
			山林所得の損失						
		___年が白色の場合	変動所得の損失						
	被災事業用資産の損失		山林以外						
			山林						
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							
雑損失									
B 2年前	純 損 失	___年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/			
			山林所得の損失						
		___年が白色の場合	変動所得の損失						
	被災事業用資産の損失		山林以外						
			山林						
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							
雑損失									
C 5年前	純 損 失	___年が青色の場合	山林以外の所得の損失			/			
			山林所得の損失						
		___年が白色の場合	変動所得の損失						
	被災事業用資産の損失		山林以外						
			山林						
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額			12,450,000				6,100,000
雑損失									
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額							⑨1	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額							⑨2	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額							⑨3	円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額							⑨4	円	
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額							⑨5	円	
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額							⑨6	円	
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額							⑨7	円	
資産									
整理欄									

(記載に当たっての留意事項)

申告書第四表(二)の「3 翌年以後に繰り越す損失額・居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」⑨欄は、その年に生じた通算後譲渡損失の金額を記載します。したがって、措法41の5による繰越損失額を翌年以後に繰り越す場合の申告に当たっては、この欄は記載しません。